

一般廃棄物処理業許可証

住 所 中川郡本別町上本別 10 番地 3

氏 名 有限会社 北 海 陸 運 様

平成28年2月24日に申請のあった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可します。

事業の範囲	収集・運搬・中間処理・最終処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	抜根・枝条・草木・流木・ボサ・事業系一般廃棄物
営業所の所在地及び名称		中川郡本別町上本別 10 番地 3 有限会社 北海陸運
許 可 期 間		平成28年 4月 1日から 平成30年 3月 31日まで
一般廃棄物の収集を行うことができる区域		浦幌町一円
許可条件	収集した廃棄物の搬入場所	中川郡本別町美里別 659 番地 4 小川建設工業株式会社 一般廃棄物中間処理施設 中川郡本別町美里別 635 番地 11 小川建設工業株式会社 食品残渣物飼料製造施設
	そ の 他	(1) 収集運搬にあたっては、飛散、流出の防止等に留意すること。 (2) 許可に関する営業を行うにあたっては、各関係法令を遵守すること。 (3) 許可証の有効期限が満了したとき又は、営業を廃止したときはその効力を失う。 (4) 新たな搬入（搬出）がある場合、別途協議すること。

平成28年 3月 7日

浦幌町長 水 澤 一 廣

